

賃高により従業員は益々生活に窮したる爲急進分子二名は二月二十一日坑所内の空家にて協議をなし歎願書を作成し同日午前十時従業員代表者三名が炭坑事務所を訪問し歎願書を提出したるに因る

十 要求事項 (歎願書)

- 1、採炭夫堀進夫、仕繰夫日役各々の賃金を三割値上げせられ
 - たし
 - 2、賃金値上の増数は切上げられたし
 - 3、住宅の設備を改善せられたし
 - 4、浴場、便所、下水の設備を改善せられたし
 - 5、飲料水の設備を改善せられたし
- 追加の分
- 1、公傷、私傷の保険金は月参圓保険見合として會社に於て

- 立替へられたし
- 2、片數賞與を月毎に貯金せられたし
- 尙受取替を交附せられたし

附 帶 條 件

- 1、争議中の日給及費用は會社に於て負擔せられたし
- 2、本争議による犠牲者を出さざること

十一 經 過

二月二十一日歎願書を提出したるも容れられざる爲翌二十二日午前三時の入坑の際同志一〇五名を糾合し罷業に入つたのである。

同日午前十一時更に四項を追加して代表四名が會社を訪問し坑内主任に提出同答を促したるも拒絶せられ再度午後四時同機歎願したるも拒絶せられ茲に交渉決裂するに至つた。